平成２３年（再イ）第７１号
北九州市小倉南区横代北町４丁目７番９―２号
再生債務者　奥田　竜二
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月31日まで
平成23年８月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第１号
長崎県佐世保市権常寺町1085番地17
再生債務者　荒木　勝利
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月８日まで
平成23年８月８日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再イ）第１７号
熊本市楡木３丁目１番50号
再生債務者　福本　広孝
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月６日まで
平成23年８月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再ロ）第３号
広島市西区井口５丁目27番１―209号
再生債務者　池田　賢一
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年９月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年９月７日まで
平成23年８月10日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第３２号
千葉県船橋市海神町南１丁目1444番地１青葉ハイム101号、認可決定時の住所愛知県豊橋市東田町字斉兵７番地　203
再生債務者　富名腰朝仁
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年９月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月10日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成１８年（再イ）第７８号
岡山県加賀郡吉備中央町竹荘3847番地２
再生債務者　髙見冨貴子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年10月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月10日
岡山地方裁判所第３民事部

平成１８年（再イ）第７３号
兵庫県加古川市新神野２丁目22番６―209号、認可決定時の住所兵庫県加古川市新神野町５丁目３番10―202号
再生債務者　本川　謙治
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年11月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月８日　神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（再イ）第１６号
兵庫県朝来市和田山町寺内784番地25
再生債務者　生田　次郎
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年３月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月９日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第２０号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫1048番地の308
再生債務者　岡田　有一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年８月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第７号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2007番地５
再生債務者　村山　喜義
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月20日から平成23年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第７号
堺市東区日置荘北町３丁12番11―302号
再生債務者　亀地　麻子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月13日から平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号
兵庫県宝塚市安倉中２丁目６番22―103号
再生債務者　石川　　学
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月30日まで
平成23年８月９日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再ロ）第４９号
大阪府四條畷市岡山５丁目12番30号
再生債務者　小山　敏幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月６日まで
平成23年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１０号
札幌市南区藤野４条10丁目２番５号
再生債務者　坂本　松夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年９月７日まで
平成23年８月10日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３１号
大阪府東大阪市新庄２丁目19番42号
再生債務者　大橋　重人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２号
奈良県北葛城郡上牧町葛城台３丁目７番２号
再生債務者　道下　勝広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月５日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（再ロ）第１号
兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16アーバンコンフォート1407
再生債務者　稲谷　幸喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第４１号
大阪市生野区中川東２丁目15番18号
再生債務者　樋口　初良
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部